

高齢者安全運転装置設置促進事業補助金

今年度新たに高齢者に対する交通安全対策として「うきは市高齢者安全運転装置設置促進事業補助金」を創設しました。補助の対象者、要件、対象となる装置などは次のとおりです。



◇対象者

市内に住所を有し、安全運転装置を購入・設置した車両の車検証に記載された者。

※ただし、事業用・販売目的の車両は除く

◇要件

- ◆70歳以上
- ◆市税に滞納がないこと
- ◆免許証を所持（期限内）
- ◆設置後3年以上使用すること

◇対象装置

- ◆踏み間違い防止装置
- ◆安全運転支援機能を有するドライブレコーダー

◇補助金額

- ①費用の半分を補助。ただし、22,000円を上限。
- ②踏み間違い防止装置とドライブレコーダーを同時に設置する場合は、上限額に15,000円を加算。

●問合せ

市民協働推進課 消防防災係 TEL75-4982

うきは市結婚新生活支援事業



市では、結婚を機に市内で新婚生活を始める新婚世帯を対象に、新居の取得費用・家賃・引越し費用を補助します。住民票など必要書類を用意の上、提出してください。

◇申請期間

令和2年2月28日（金）まで

◇補助額

1世帯あたり上限30万円

◇対象者

要件すべてを満たす方

※詳細は市ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

●問合せ

企画財政課 企画調整係 TEL73-9152

要件

- ①本年1月1日から令和2年2月28日までに結婚届を提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日における夫婦の双方または一方の年齢が34歳以下
- ③申請時点で夫婦ともに市内に住民票があること
- ④新居が市内にあり、夫婦の双方または一方が新居に住民票を移していること
- ⑤夫婦の所得の合計額が340万円未満の世帯
- ⑥他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと
- ⑦過去に、この制度による補助金を受けたことがないこと

健康診査

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。



◇受診対象者

被保険者。今年度から生活習慣病※の治療を受けている方も対象者となりました。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

◇受診票の送付時期

- ア 本年4月末現在で被保険者の方…4月下旬
- イ 5月以降に75歳になる方…誕生月の10日頃
(誕生日前の受診はできません)

◇自己負担金

500円（一律）

◇受診の方法

- ①かかりつけ医または以前に健康診査を受けた医療機関に、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約をする。（予約先が不明な場合は、お問い合わせください。）
 - ②健康診査を受診する。受診の際は、必ず「被保険者証」「受診票」「自己負担金」を持参する。
- ※市の住民健診でも受けることができますので、集団健診を希望の方は、保健課食育健康対策係（TEL75-4960）へお問い合わせください。なお、自己負担は無料です。

●問合せ

福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター TEL092-651-3111